

第63号

編集・発行 (公財)滋賀県生活衛生営業指導センター

生衛しが

大津市打出浜13-22 TEL 077-524-2311 URL <http://www.shigalife.or.jp/> E-mail shigacenter@seiei.or.jp

安全・安心の目印
理容店・美容店・クリーニング店
のお店選びはSマーク登録店で!



厚生労働大臣認可
標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。

繁盛するお店つくりのために

顧問社会保険労務士 玉置泰弘



業と呼ばれる行為をしていることに気付いていない会社があるということがあります。

「長時間労働になることや、ノルマ・目標が達成できないのは、従業員の能力に問題があるから」として違法・悪質な行為を「厳しい労務管理」と勘違いしているかもしれません。

皆さんの会社はブラック企業になつ

ていませんか？

ブラック企業と気付いていない会社があることは前述しましたが、皆さん

の会社（お店）は大丈夫でしょうか？

ブラック企業の特徴である、長時間労働やサービス残業の問題は、生活衛生

業を営む事業主にとって、とても身近

な問題です。生活衛生業は、一般的

にパートタイマーの多い業種のため、

パートタイマーの労働時間が問題にな

るケースは多くはありませんが、逆に

正規従業員の労働時間が長い傾向にあ

ります。営業日、営業時間の増加、長

時間化は今後も続く事だと思います。

その際に、正規従業員の方の労働時間

をどのように管理・設定していくのか、

どのように割増賃金を適切に支給するなど、しっかりと考えてお

かないと、知らない間に、「ブラック

企業」の烙印を押すことになるかも

りませんので、ご注意ください。

ブラック企業とは、もともとは、暴力団など反社会的勢力との関係があり、違法行為をしている企業の事を指していましたが、最近では、労働基準法などの法令を無視、若しくは軽視し、従業員に長時間労働やサービス残業をさせ、劣悪な労働環境、またそれを改善しない（酷使）、無謀なノルマを課したり、大量に採用して必要な人材以外を退職させる（選別）仕事とは関連のない研修やパワハラ、セクハラなどにより、従業員を自主退職へ追いやる（使い捨て）など、違法・悪質な労務管理を行っている企業の事を言うようになりました。

ブラック企業の特徴で興味深いのは、意図的にブラック企業と呼ばれる行為をしている会社と、自社がブラック企

業と呼ばれる行為をしていていることに気付いていない会社があるということがあります。

「社員をこき使つてでも、会社（経営者）が儲かれば良い、儲けたい」といふことが大きな目的の一つだと考えられます。が、果たして社員をこき使つて、儲かる会社が出来るのでしょうか？

一方で、意図的にブラック企業と呼ばれるような行為をしている会社は、社員をこき使つてでも、会社（経営者）が儲かれば良い、儲けたい」といふことがあります。が、果たして社員をこき使つて、儲かる会社が出来るのでしょうか？

社員を大切にしない会社で起こつていることは、

- ①会社が社員を大切にしない
- ②社員が辛い顔をして働いている
- ③会社（お店）の雰囲気が暗くなる
- ④お客様への印象が悪くなる
- ⑤お客様が減る、儲からない

逆に、社員を大切にする会社で起こつていることは、

- ①会社が社員を大切にする
- ②社員が明るい顔をして働いている
- ③会社（お店）の雰囲気が明るくなる
- ④お客様への印象が良くなる
- ⑤お客様が増える、儲かる

単純なお話で恐縮ですが、このように、社員を大切にしない会社が永続的に繁盛することはありません。「顧客第一主義」というフレーズを耳にすることがあります。が、「顧客第一主義」が出来る従業員は、「従業員第一主義」の会社から生まれるのだと思います。では、「社員を大切にする」とは、どういうことなのでしょうか？給料

おめでとうございます。

平成二十五年度の生活衛生功労者として、次の方々が栄えある厚生労働大臣賞および全国生活衛生同業組合理事長表彰を受賞されました。受賞されました皆様方は、長年にわたり生活衛生同業組合の組織強化と生活衛生業界の発展のために顕著な功績あげられた方々であり、日頃のご研鑽に敬意を表し、心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。

◎厚生労働大臣表彰

三ツ矢 隆 敏 氏

滋賀県すし・料理生活衛生同業組合理事

片岡 一郎 氏 (全ク連推薦)

滋賀県クリーニング生活衛生同業組合 副理事長

◎(社)全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰

片岡 昭 芳 氏 (全ク連推薦)

滋賀県クリーニング生活衛生同業組合 副理事長

村井 義 生 氏

滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合 専務理事

や休みを増やす事でしょうか? 優しい言葉を掛ける事でしょうか? 大切にするやり方はいくつもあると思いますが、私は、働いている会社(お店)の目的と働く喜びを伝える事も重要な事と思っています。

人が「何のために働くの?」と聞かれたら「お金」や「生活のため」と答える人が多いと思います。少し踏み込んだ答えになると、「楽しいから」とか「この仕事が好きだから」と答える人もいると思います。質問を変えて、「仕事をしていて嬉しかったことは何か?」ということがあります。「お客様に喜んでもらえたとき」とか「人の役に立てたとき」のような答えが聞こえます。人は、無意識でいると、「深く考えないと」仕事は、生きしていくために必要な事だけになってしまいますが、じっくり考えてみると、仕事をするのは、お金や生活のためでもありますが、もっと深いところに、仕事の本当の意味やその仕事の存在価値がある、ということに気付きます。

自社の仕事は、サービスや商品を売ることで、そのサービスや商品を必要な人が買ってくれている、と思うことがあるかもしれません。しかしそれだけでよいのか? 飲食店で食事をされるお客様は、お腹がすいたから食事に来た方ばかりでなく、お祝いか何かで家族で食事に来られているのかもしれません。理容業美容業のお店には、髪の毛が伸びたから、という理由だけでなく、デートや何か特別なイベントのためにキレイにしてもらいたくて来られているのかもしれません。大げさな表現になるかもしれません

が、自社の仕事は、単純にモノやサービスを売っているだけでなく、お客様が幸せになるお手伝いをしていることと考え方で行っている仕事が、とても意味のある、大切な業務であると思えてくるのではないかでしょうか。経営の神様と呼ばれた、松下幸之助氏は、毎日電球を磨く作業をしている従業員の方に、「あなたが磨いているのは電球ではない、この電球があることで、夜暗くなつても勉強が出来るようになつた子どもたちの未来を磨いているんだよ」と話されたそうです。このように、自分の会社(お店)の行っている業務には、どんな意味があるのか、お客様の幸せにどのように貢献しているかということを、従業員の方へ伝えるのは、経営者にとって、とても重要な仕事の一つだと思います。お金のため、生活のために働いていると思っている従業員の方に、仕事の意味、存在価値を伝えることで、従業員の方が、仕事に対してやりがいを持ち、自分自身の存在価値を感じて、生き生きと仕事、生活をすることが出来るようになれば、それこそが、社員を大切にすることにほかならないと思います。

前述したブラック企業では、経営者がどれだけ、自社の仕事の意義や存在価値を語つても、従業員の心には響かないでしょう。適切な労務管理を行うことと併せて、従業員の方に、自社の仕事の意味、存在意義を伝えていくことで、素晴らしい会社(お店)が増えしていくことを心から願っています。

生活衛生協会・指導センターの活動

- 5月 9日 出前インターンシップ（米原市立河南中学校）
協力／旅館ホテル組合
- 5月17日 生活衛生協会理事会・通常総会、指導センター理事会
31日 指導センター評議員会
- 6月 6日 平成25年度滋賀県生活衛生大会
14日 出前インターンシップ（長浜市立東草野中学校）
「接客について」
- 7月 8日 経営相談員会総会および生衛業の感染症対策研修会
(ノロウイルスについて)
- 5日 出前インターンシップ（栗東市立葉山小学校）
協力／美容業、すし・料理組合
- 17日 近畿ブロック経営指導員会議（大阪市）
- 24日 夏休み親子で学ぶお肉の教室
於：ロイヤルオークホテル
- 25日 近江八幡市学校支援メニューフェアに参加
(近江八幡市立金田小学校)
- 26日 標準営業約款（Sマーク）審査会
- 8月 1日 日本政策金融公庫・各生衛組合事務局と生衛融資連絡
協議会
- 9日 滋賀県学校支援メニューフェアに参加
於：ピアザ淡海
- 22日 親子で映画教室（大津アレックスシネマ）
- 9月30日 経営相談員・経営特別相談員研修会（お茶と健康）
於：ピアザ淡海
- 10月 1日 Sマーク広報をFM滋賀（e-radio）で放送開始
～11月30日
- 1日 平成25年度滋賀県生活衛生団体役職員名簿の発行
- 10日 出前インターンシップ（長浜市立木之本中学校）
協力／クリーニング、すし・料理組合
- 11日 野洲市立中主中学校で職業講話 協力／興行協会
- 17日 大津市保健所との担当者連絡会議
- 20日 大津市健康フェスティバルにて健康入浴のPR
於：明日都浜大津 共催：公衆浴場組合
- 21日 第1回生衛業地域連携打ち合わせ会
於：サンルート彦根
- 24日 出前インターンシップ（野洲市三上小学校）
協力／美容業組合
- 27日 クリーニング師研修
於：当センター
- 31日 生活衛生関係営業経営改善資金特別融資審査委員会
経営相談員会の日帰り研修（生衛業と健康）
於：高島市安曇川町 白浜荘
- 11月11日 生活衛生関係営業経営改善資金特別融資審査委員会
生活衛生営業指導センター近畿ブロック会議
(～15日 甲賀市信楽町 小川亭)
- 13日 生衛貸付相談支援連絡協議会・税務研修会
於：ロイヤルオークホテル
- 14日 クリーニング業務従事者講習会
於：当センター
- 19日 生活衛生協会第2回理事会、指導センター第2回理事会、第2回評議員会
於：ロイヤルオークホテル
- 21日 生活衛生関係営業経営改善資金特別融資審査委員会
12月 3日 出前インターンシップ
於：甲賀市立希望ヶ丘小学校協力 美容業組合



生活衛大会での知事表彰式



指導センター第1回理事会



親子で学ぶお肉の教室



近江八幡市学校支援メニューフェアに参加



経営相談員会研修 白浜荘にて

「旅館ホテル」「理容業」「すし・料理」「クリーニング」生活衛生同業組合の協力により「出前インターチェンジ」事業を実施しました。

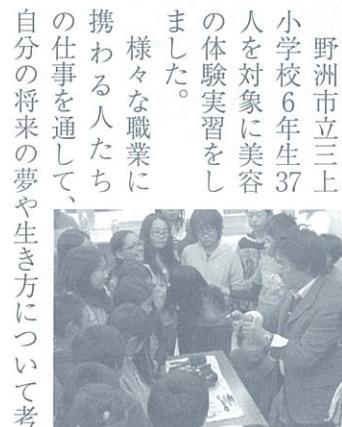
小中学校や県教育委員会から要請を受け、小学校ではキャリア教育の一環として、また中学校では職場体験の事前研修として出前インターチェンジを実施しました。実施にあたり、生衛業の説明とお仕事や生活をする上でとても大切なことの一つ「あいさつ」と衛生（手洗い）についてお話しをしました。

○ 5月9日
米原市立河南中学校2年生25名を対象に、チヤレンジウイーク事業の事前学習として、ホテルマンから「ホテル業の接客」についてのお話しと実際に電話機を使って応対の実習をしていただきました。生徒達は、笑顔、礼儀、身だしなみ、言葉づかい、あいさつの大きさについて学びました。



○ 6月14日
野中学校2年生

米原市立東草長浜市立木之本中学校2年生55名



○ 10月10日
栗東市立葉山小学校6年生49名を対象に「すし」と「美容」に別れて実演を行いました。

栗東市立葉山小学校6年生49名を対象に「すし」と「美容」に別れて実演を行いました。
すしのグループでは、すしの歴史のお話しと細工寿司や巻き寿司などの実演を、美容のグループでは、実際にカットやロットを卷いたりして楽しく実習しました。

アンケートに書いてくれた感想には、「私は美容師が夢なのでいい勉強になりました。仕事はつらいこと、しんどいことの方が多いことに気づきました。でも、つらいことをしながら、その努力してきた分、お客様のありがとう（笑顔）が見られると思いました。」と。



○ 7月5日
6名を対象に、指導センターの経営指導員が、「接客」と「電話の応対」についてお話しした後、実際にあいさつや電話のかけ方などを体験してもらいました。

○ 12月5日
甲賀市立希望ヶ丘小学校6年生87人を対象に「美容」の体験実習とロッドで巻いてみたりしてして体验してもらいました。また、当指導センターの谷本専務理事から「生衛業とあいさつ」を、木野指導員から「生衛業と衛生」のお話をしました。

○ 10月24日
野洲市立三上小学校6年生37人を対象に美容の体験実習をしました。



○ 12月5日
甲賀市立希望ヶ丘小学校6年生87人を対象に「美容」の体験実習と「生衛業」および「あいさつ」についてお話ししました。

美容では、実際にレッスンマネキンを使ってハサミでカットしたり、ロッドで巻いてみたりしてして体验してもらいました。また、当指導センターの谷本専務理事から「生衛業とあいさつ」を、木野指導員から「生衛業と衛生」のお話をしました。

アンケートの感想に、「わたしは、仕事をするにはいろんなことを勉強しないといけなくて大変だけど、お客様に喜んでもらえてうれしいこともあります」ともあるということ、あいさつ・笑顔が大事だということがわかりました。「あいさつは魔法の言葉なので忘れません。」など、あいさつの大きさを心に刻んでいた

ことを狙いとした学習で、美容組合の荒川副理事長と若手美容師を講師としてお願いしました。ハサミを持った生徒から、「初めて持ったのでうれしかった。他に体験した人

も難しい行っていたので見た目より

難しいなと思った。勉強も将来とて

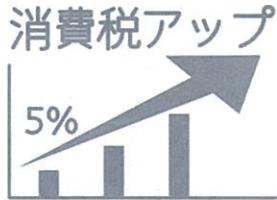
も役立つと知ったので、私の夢を叶えるために勉強を頑張りたい」との

感想が寄せられています。

後継者育成事業



消費税法改正等のお知らせ



社会保障と税の一体改革による主な消費税法改正の概要

1. 消費税率が引き上げられます

消費税（地方消費税を含む。）の税率は、平成26年4月1日から8%に引き上げられます。

消費税の課税事業者が、平成26年4月1日を含む課税期間分（個人事業者の場合は平成26年分）の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、課税売上げ・課税仕入れについて、帳簿等において、旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものに区分しておく必要があります。

なお、税率引上げに伴う経過措置により、平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、旧税率が適用される場合があります。

2. 任意の中間申告制度が創設されました

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間以後の6月中間申告対象期間について、自主的に中間申告・納付することができることとされました。

事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間の中間申告から適用されます。

なお、個人事業者の場合には平成27年分の中間申告から適用されます。

消費税転嫁対策特別措置法に規定する総額表示義務の特例措置

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（消費税転嫁対策特別措置法）により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」（誤認防止措置）を講じている場合に限り、税込価格を表示（総額表示）しなくともよいとする特例が設けられました。

なお、消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【誤認防止措置の具体例】

(例1)

値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。

誤認防止措置の具体例

○○円（税抜価格） ○○円（税別） ○○円（本体価格） ○○円+税 ○○円+消費税

(例2)

個々の値札等においては「○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

消費税率の引上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) の「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」をご覧ください。

講習会・研修会等のお知らせ

◆生活衛生営業経営相談員養成講習会

生活衛生関係営業の近代化、合理化を促進するため、業界の中から経営相談業務を自主的に行う生活衛生営業経営相談員を養成するため下記により養成講習会を開催します。

日 時：平成26年2月24日（月） 13:00～17:00

場 所：滋賀県生活衛生会館

主 催：公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター

◆平成25年度巡回相談・支部研修会

次の7会場において経営および税務研修を実施します。また、研修終了後、個別に税理士による税務相談、中小企業診断士による経営相談、経営指導員による融資相談等ができますのでぜひご活用ください。

1 研修会

- ①「従業員の働きがいの創造が顧客満足、そして売上を創造する」 講師：中小企業診断士
- ②「平成25年税制改正および消費増税対策」 講師：指導センター顧問税理士

2 研修・相談日程

日 程	時 間	会 場	共 催 支 部
H26.1.27(月)	10:10～12:10	ビバシティ彦根2階研修室	彦根支部
	14:00～16:00	近江八幡市文化会館会議室	八幡支部
H26.2.3(月)	10:00～12:00	八日市商工会議所	八日市支部
H26.2.4(火)	10:00～12:00	県信栗東支店（手原駅前）	草津支部
H26.2.10(月)	10:00～12:00	生衛会館	大津支部
H26.2.17(月)	10:30～12:30	長浜保健所	長浜支部
H26.2.24(月)	10:00～12:00	甲賀保健所	甲賀支部

※個別相談の担当者 税務相談（指導センター顧問税理士） 経営相談（中小企業診断士）
融資相談（指導センター経営指導員、経営相談員）

※2月10日の生衛会館は、税務相談と融資相談のみです。

◆納税申告会

日 時：平成26年3月3日（月） 9:30～16:00

場 所：生活衛生会館

担当税理士：指導センター 山本顧問税理士



確定申告

国税庁

www.nta.go.jp

申告書の作成は
国税庁ホームページが
おすすめ

確定申告

検索

Step1 国税庁ホームページで申告書を作成

ネットを使って
e-Taxへ送信

パソコン
電子税金書類
ICカードリーダー/ライタ
e-Taxメソッド

24時間受付
課税標準の計算
基礎控除の計算
基礎控除の計算

印刷して送付

申告と納税

所得税および復興特別所得税
贈与税

消費税および地方消費税
(個人事業者)

3月17日(月)まで 3月31日(月)まで

振替納税をご利用の方

振替日

4月22日(火) 4月24日(木)

生活衛生同業組合への加入を呼びかけましょう！

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づいて、滋賀県知事の認可を受けて設立されており、加入により色々な恩恵が受けられます。

組合加入のメリット

1. 日本政策金融公庫の融資が有利な条件で（低金利、返済期間、借入金額等）利用できます。
2. 経営、税務、労務、衛生などの経営相談が受けられます。
3. 研修会、講習会等に参加して色々な知識の習得ができます。
4. 行政や業界情報が迅速に入手できます。
5. 組合が実施する事業や行事に参加できます。